

「学校いじめ防止基本方針」

平成29年3月 策定

令和3年3月 改定

豊見城市立とよみ小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、本校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1. いじめ防止対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止基本方針の理念（豊見城市いじめ防止基本方針より）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける機会を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめは、どの児童にも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返えされたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

いじめは、被害、加害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、更に学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えは無秩序や閉鎖性）にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることが必要である。

学校いじめ防止基本方針は、上記のことを踏まえ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようすることを旨とする。また、いじめ防止等の対策はいじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす「許されない行為」であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを強く念頭に置いて行う。

(2) いじめの定義

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法2条において次のように定められている。

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの理解と判断

上記（2）に示すいじめの定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする児童の立場に立つことが必要である。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やお稽古事等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

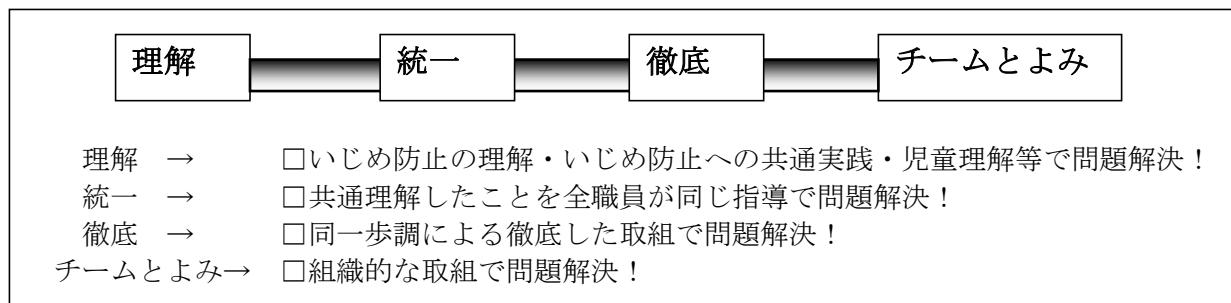
また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なこ

とを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的には、遊びやふざけ合い、または、けんかのように見えることでも、いじめを受けたとする児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、いじめの判断及び認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止のための組織」を活用して行う。

(4) とよみ小学校いじめ防止のための共通認識

本校は、すべての児童および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。



- ① いじめの問題に係る事件・事故に対して常に危機感を持って対応すること。
- ② いじめを発見したら、すぐに止めること。
- ③ 担任は一人で抱え込まず組織的に対応する。

※学校教育計画 14 生徒指導計画 (2)生徒指導の体制を参照

- ④ 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識を持ち、その雰囲気を醸成する。
- ⑤ いじめる児童に対し、毅然とした態度で指導すること。
- ⑥ 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- ⑦ 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
- ⑧ 児童の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重できるよう働きかけること。
- ⑨ いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に対応し守り抜くこと。

2. いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「校内いじめ防止委員会」を設置し以下の機能を担う。

【構成員】校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年代表とする。なお、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、登校支援員、外部人材等の専門家を参集する。

	基本構成員	備考	
①	校長	委員長	会の招集
②	教頭	副委員長	会の進行
③	生徒指導主任		会の記録
④	教育相談担当		
⑤	各学年主任	6名	情報収集
⑥	養護教諭		情報収集
⑦	特別支援コーディネーター		情報収集

【活動内容】 いじめの認知、いじめ事案に対する対応、関係機関との連携、保護者への対応。

【開催】 毎月定期的に開催する。また、いじめ（いじめにつながりそうなトラブル）が発生した際に、担任（発見者）が校長に連絡をし、必要に応じ校長が本会を招集する。

3. 「いじめ防止」に関する具体的な取り組み

（1）いじめ防止について

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、各種機会を通して、平素から教職員全員の共通理解を図り、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校で醸成する。

② いじめが生まれる背景と指導上の留意点

いじめの背景には、人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、児童がストレスに適切に対処できる力を育み、お互いを認め合える人間関係、学校風土をつくる。

③ いじめを生まない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通して児童の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できるような豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するような態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、お互いを認め合いながら建設的に調整して解決していく力などの児童の円滑なコミュニケーション能力を育てる。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱き、他者の役に立っていると実感できるような学級経営、学校風土づくりに努め、児童の自己有用感を高めるように努める。

また、児童が様々な体験を通して困難な状況を乗り越え、自己肯定感を高められるように指導・支援する。

（2）いじめの早期発見について

いじめは大人の目につきにくい時間や場所、ふざけあいなどを装うなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、些細な兆候も、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員的確に関わるとともに、いじめを積極的に認知する。職員においては、「とよみ小さいじめ対応マニュアル」の「学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント」を日常的に活用し発見に努める。各家庭には、「とよみ小さいじめ対応マニュアル」を配布し、「家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント」を活用してもらい、早期発見の協力を仰ぐ。

日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童の示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ち、職員相互が連携して情報交換を行い、学校全体で情報を共有する。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。その際、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にして適切に行う。

（3）いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに情報共有を図り組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、社会性の向上、人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止める。

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、的確に関わり、知らせてきた児童の安全を確保する。また、発見。通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止等の対策のための組織」に情報提供し、組織が中心となって事実の有無を確認し、結果は、校長が責任をもって教育委員会、被害・加害児童保護者へ連絡し、解決できるように努める。

② 警察との連携

学校が、いじめる児童に対して必要な教育的な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、所轄の警察と相談して対処する。

また、いじめられている児童や報告した児童が、仕返しをされる懸念がある場合には、保護する観点から、必要に応じて警察に早めの相談を行い、いじめられている児童等の保護対策を徹底する。

③ いじめられた児童（被害者）又はその保護者への支援

ア 被害児童から事実関係の聴取を行う際には、自尊感情を高めるよう留意し、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意した対応を行う。

イ 保護者には、迅速に情報を伝え、徹底して被害児童を守り通すことや秘密を守ることを伝えるなど不安の除去に努めるとともに、児童の見守りや落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ウ 状況に応じて関係機関に協力を仰ぎ、心理や福祉等の専門家の協力を得る。

エ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。また、聞き取りやアンケートと等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた児童（加害者）への指導又はその保護者への助言

加害児童からも事実関係の聴取を行い、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせ、自らの行為の責任を自覚させるとともに再発を防止する。

事実関係を聴取した際には、迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑤ いじめが起きた集団（集団・傍観者）への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる等の行動する勇気を持たせる。

また、はやし立てる等の行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であると再確認するとともに、根絶しようという態度をもたせる。

⑥ ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して直ちに削除する措置をとる。

必要に応じて法務局の協力を求め、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれ（重大事態への発展）があるときは、直ちに諸葛警察署に通報し、適切に援助を求める。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校及び教育委員会の判断で重大事態と認識する。

③ その他の場合

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査

教育委員会の判断の下、学校が主体となって重大事態に関する調査等の対処を行う場合は、教育委員会より適切な支援・指導を得つつ行う。

(4) 調査を行うための組織

学校は、重大事態に関する調査を行うときには、速やかにその下に組織を設ける。校長は、いじめ専門委員会を招集し、これが調査に当たる。いじめ専門委員会は以下の通りとする。

① 基本構成員

	基本構成員	備考	
①	校長	委員長	会の招集
②	教頭	副委員長	会の進行
③	生徒指導主任		会の記録
④	教育相談担当		いじめアンケートの実施
⑤	各学年主任	6名	情報収集
⑥	養護教諭		情報収集
⑦	スクールカウンセラー	本校担当者	専門的立場からの助言
⑧	スクールソーシャルワーカー	本校担当者	専門的立場からの助言
⑨	PTA 会長		
⑩	学校評議員	1名	専門的立場からの助言

事案に応じて、校長（委員長）より、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

② 役割の内容

・調査主体

ア 教育委員会の下、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかが判断され

る。

イ 学校が調査主体となる場合は、①のメンバーを中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う、当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意するようとする。

(5) 調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。（責任追及を目的とするものではない。）

学校や教育委員会にとって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。関係機関には積極的に情報を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(6) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあると考えられる。よって学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、窓口を一本化し、一貫した情報発信や個人のプライバシー等への配慮に留意する。

(7) 調査結果の提供及び報告

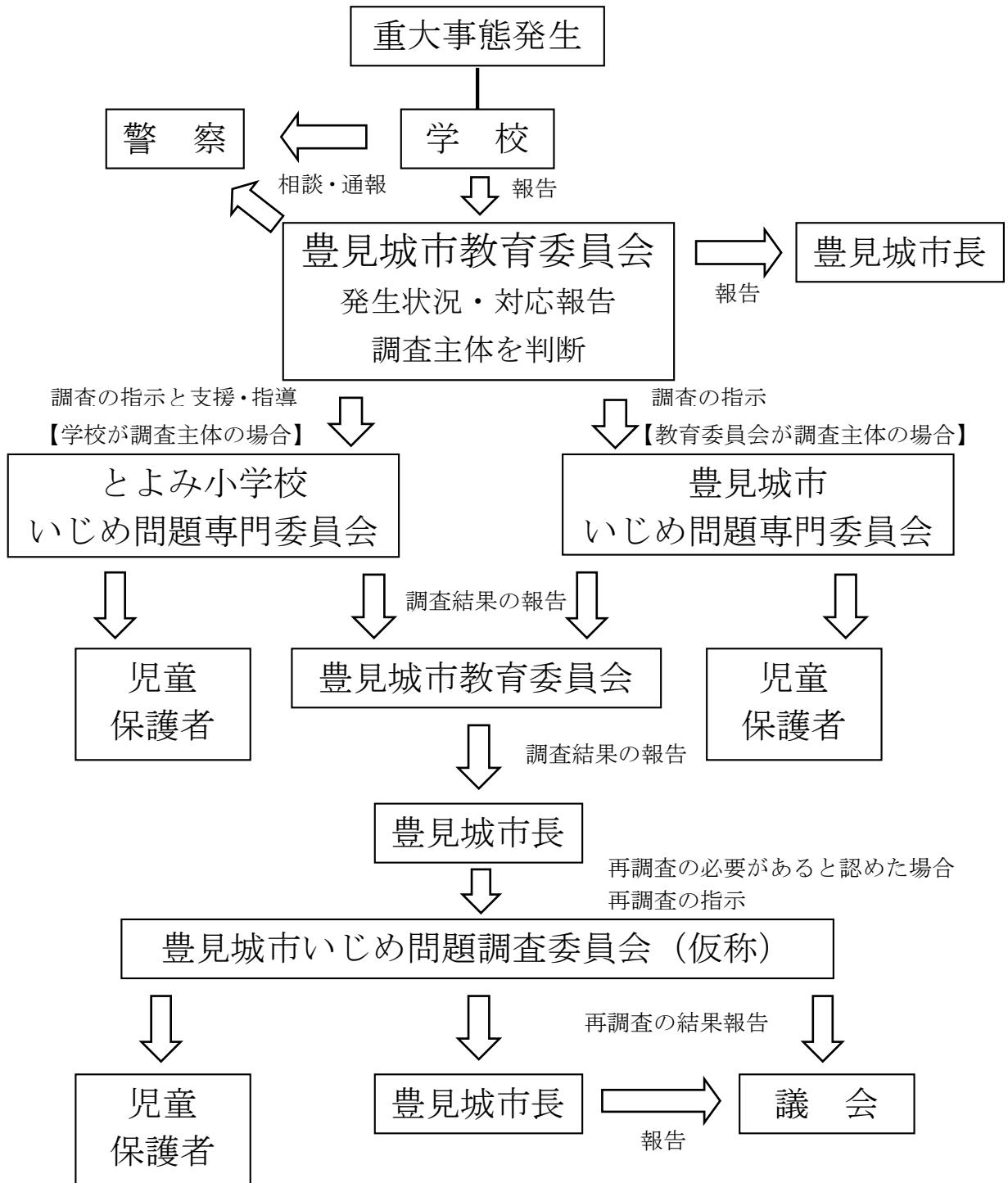
① 調査結果の報告

調査結果は、教育委員会に報告する。

② いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して納得いくよう説明する。

(8) 重大事態フロー図



5. いじめ防止基本方針の改定に関する事項

学校において、文部科学省、沖縄県教育委員会等の指針、豊見城市いじめ防止基本方針等を踏まえ必要があると認められるときは、いじめ防止基本方針の見直し等適切な処置を講ずる。

6. 校内研修の充実

いじめ防止法第18条の規定により、いじめ防止等のための対策や、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質向上に必要な措置を行うため、会議や研修で計画的に確認をする。重点的に確認

する内容は、以下の通りである。

- ①学校いじめ防止基本方針及び上位法等の理解（4月）
- ②いじめの防止の対策と取組（4月）
- ③いじめの早期発見の対策と取組（5月）
- ④いじめへの対処の対策と取組（5月）
- ⑤組織的体制の構築と機能の対策と取組（5月）
- ⑥家庭や地域との連携の取組（5月）
- ⑦関係機関との連携の取組（5月）
- ⑧職員の資質向上に向けた研修等（夏季・秋季休業中）

7. 検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うようにする。

特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の状況を十分踏まえて目標設定し、その目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。また、いじめの問題を取り扱う教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。重点的に評価する項目・内容は以下の通りである。

（1）いじめの防止およびいじめの早期発見の取組状況

在籍する児童に対する定期的な調査の実施状況、在籍する児童およびその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制など

（2）いじめへの対処の取組状況

いじめの訴えがあった場合の事実確認と豊見城市教育委員会への報告状況、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援状況、いじめを行った児童に対する指導状況、いじめを行った児童の保護者に対する助言状況など

（3）組織的体制の機能と組織的取組の状況

いじめ防止委員会の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取組状況など

8. その他

（1）いじめ認知に関する考え方（文部科学省：H27年8月17日付け文書）

- ① いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- ② 初期段階のいじめは、子どもたちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりな

がら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

③ 文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

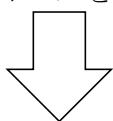
（2）いじめ認知に当たっての留意事項

- ① 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したもの全てを認知件数として計上すること。
- ② アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていないとも、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。
- ③ 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことにはならない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- ④ 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ慎重に確認すること。
- ⑤ アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- ⑥ 文部科学省の示す「具体的な事例」を参照するなどして、いじめについて校内で共通理解を形成した上で、いじめの把握に努めること。

（3）具体的な事例

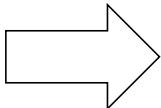
事例①

- 定期的ないじめアンケートにA君がいじめを受けたことがあると回答した。後日、A君に面談で確認した内容は以下の通り。（A君、B君、C君の証言は一致）
- ・体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手であるA君はB君からミスをせめられたり、みんなの前でバカにされたりしてとても嫌な気持ちだった。
 - ・しかし、B君と仲の良いC君が、「かわいそうだよ。」と助けてくれて、それ以来、B君から嫌なことはされていない。
 - ・その後、A君もだんだんとバスケットボールが上手くなっている、今では、B君に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。



定義に照らしていじめと認知

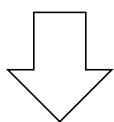
- ・いじめの初期の段階やごく短期間のうちに解消した事案についてもいじめとして認知



・A君とB君の関係は今後も留意していく必要あり

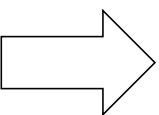
事例②

- 「A君がB君からいつもいじめられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下の通り。
 - ・B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろと命令している。
 - ・楽しく話しているときもあるが、B君が気に障ることがあると（自分（C君）はAが、たいしてひどいことは言っていないと思うのだが）「ふざけんな。」と言ってA君を蹴ったり、叩いたりする。A君はなんで自分だけやられるのかとC君に不満を漏らした。
- 後日、A君に確認すると、「B君は友だちであり、いじめとは思っていない。先生は余計なことはしないで。」と言った。
- 後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。良く腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。



定義に照らしていじめと認知

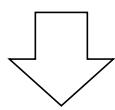
- ・本人が否定しても、いじめとして判断できるものであるから、いじめとして認知



- ・いじめの被害者は、いじめを受けていることを否定することがしばしばあるので、引き続きそのことに留意して対応する必要がある

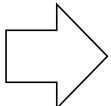
事例③

- 定期的なアンケート調査を実施したところ、A君がいじめを受けていると記載してきたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていると記載してきた。概要は以下の通り。
 - ・A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくクラスで威圧的な存在であった。
 - ・B君、C君、D君、E君はA君から使い走りのように扱われ、時に暴力を受けることもあった。この暴力については、A君も認めており、保護者に来校いただき指導するとともに被害者に謝罪も行っている。
 - ・しかし、その後も暴力はふるわないものの、威圧的な態度が続いたため、嫌になってB君、C君、D君、E君がA君と距離をとっている状態であった。
 - ・A君は無視されていると主張し、B君、C君、D君、E君はいまだに威圧をかけられたり、用事を頼まれたり一緒にいるのが怖いと言っている。



定義に照らしていじめと認知

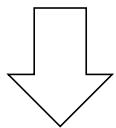
- ・双方がいじめを主張しているため「けんか」と判断する可能性が考えられが、表面上の理解ではなく、状況を総合的把握する必要があり、A君の「B君、君、D君、E君」に対するいじめとして認知



- ・A君に対しては、A君の主張も聞いた上で、以前指導したことが改善していない点を丁寧に指導すること

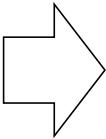
事例④

- 保護者が自分の子どもがA君が学校でいじめを受けていると担任に相談してきた。概要は以下の通り。
- ・具体的に誰からどのようなことをされているかの説明はなく、母親によると、学校から配られた「いじめのサインチェックシート」にある「学校のことを話したがらない」「食欲がない」「表情が暗い」等、該当する項目がたくさんあり、いじめに違いないと思っているとの説明だった。
 - ・A君は学校でリーダー的な存在であり、担任から見てもとても楽しそうに学校生活を送っている。担任は、すぐにA君と面談をすると「家で母親から塾へ行けとか、学校で何があったかとか、ゲームをするなとか細かく言われ続けることで嫌になっている。本当は家に帰りたくない。」と言っていた。
 - ・学校で嫌なことはあるかと聞くと「学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言っていた。
 - ・後日、母親に「いじめは受けていないと思う。」と伝えると、「自分もいろいろ考えたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べ切れていないだけで必ず嫌に思っていることがあるはずだ。いじめがあるものとして対応してくれ。」と求められた。



定義に照らしていじめと認知

- ・事例に示した情報からは現時点でいじめの事実が確認できないため、いじめとして認知しない。



- ・母親の心配をしっかりと受け止め、注意深く状況を把握し（その後、母親の訴えのとおりいじめが判明することもあり得る）、家庭との連絡を密にして対応する必要あり

9. いじめ防止対策年間計画表